



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 監査公表

監査公表第8号	..... 1
監査公表第9号	..... 4
監査公表第10号	..... 10

## 監査公表

### 和歌山県監査公表第8号

平成29年10月31日付け監査報告第11号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年4月3日

和歌山県監査委員 河野 ゆう  
和歌山県監査委員 尾崎 要二  
和歌山県監査委員 岩田 弘彦

#### 1 那賀振興局地域振興部

監査実施年月日 平成29年10月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 旅費の支払において、二重払している事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 証紙売りさばき代金（現金）の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 出納員又は収納員でない職員が現金を取り扱っていた。</p> <p>イ 現金出納簿が、現金を収受した収納員ごとに作成されていなかった。</p> <p>ウ 収納員から別の収納員に歳入金引き継がれていた。</p> <p>(3) 建設部に係る軽易な支出以外の支出事務を地域振興部で処理していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 貴志川高校で実施された使用料に係る契約について、契約書でその内容が確認できなかったため、適正な支出審査を行われたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令時及び支出時に適正な確認を徹底し、決裁権者及び出納機関によるチェック体制の強化を図った。</p> <p>(2) 証紙売りさばき代金の適正な取扱いについて周知徹底した。</p> <p>ア 現金を取り扱う可能性がある職員を新たに収納員に任命し、出納員又は収納員に任命された職員が適正に処理を行う体制を整えた。</p> <p>イ 現金出納簿を収納員ごとに作成し、適正に処理するよう、周知徹底した。</p> <p>ウ 歳入金の取扱いについて、和歌山県財務規則（昭和63年規則第28号）にのっとり適正に処理するよう徹底した。</p> <p>(3) 建設部に係る手数料の支出を軽易な支出と判断し地域振興部で処理したが、今後このようなことのないよう、適正な処理について、周知徹底を図った。</p> <p>(4) 支出負担行為票の合議時及び支払時において、適切な審査を行うよう、出納員及び会計専門員に周知徹底した。</p>

#### 2 那賀振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成29年10月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項	注意事項

(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成28年度末で約368万円となっており、前年度末に比し約28万円減少している。

今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を継続されたい。

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成28年度末で約504万円となっており、前年度末に比し約52万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(3) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成28年度末で約58万円となっており、前年度末と同額となっている。

今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を継続されたい。

(4) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成28年度末で約26万円となっており、前年度末に比し約2万円減少している。

今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を強化されたい。

(5) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(1) 生活保護費返還金の未収金については、紀の川市及び岩出市で現在も生活保護を受給中の者に対しては、両市の協力を得て、月々分割による納付を指導している。

また、保護廃止になっている者や転出者等に対しては、文書通知、電話連絡及び訪問を繰り返すことにより納付指導を行っている。

その結果、平成28年度末の未収金3,682,086円のうち、平成29年11月末までに121,957円の納付があった。

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、貸付時の償還能力等の調査を徹底するとともに、借主、連帯保証人及び連帯借主同席の上、貸付けの趣旨や連帯債務の必要性を十分説明し、理解を得て実行することで新規に発生する未償還金を極力防止するよう取り組んでいる。

また、未納者の現状把握と償還意識の向上を図るため、電話連絡や、文書通知に加え、訪問等を頻繁に重ねながら粘り強い償還指導を実施し、未収金の縮減に努めている。

その結果、平成28年度末の未収金5,038,214円のうち、平成29年11月末までに256,628円の納付があった。

(3) 特別障害者手当等返還金の未収金については、未納者について、相続人との連絡、訪問等を密に実施し、生活困窮等の事情を十分に考慮の上、分割納付等の方法によりきめ細やかな納付指導を行っている。

引き続き、自宅訪問等によるきめ細やかな納付指導を行う。

(4) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、未納者本人との連絡及び訪問を密に実施し、生活困窮等の事情を十分に考慮した上で、分割納付等の方法によりきめ細やかな納付指導を行っている。

その結果、平成28年度末の未収金264,600円のうち、平成29年11月末までに12,000円の納付があった。

(5) 備品の現在高と現物との照合については、平成28年度末で完了した。

今後は、備品の照合において相違が生じることのないよう、適正に処理していく。

3 那賀振興局農林水産振興部

監査実施年月日 平成29年10月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 高病原性鳥インフルエンザ埋却物最終処分監理業務に係る委託費について、契約書上、業務完了後に支払うこととしているにもかかわらず、完了前に出来高に応じて一部を支出していたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 委託費について契約書に基づいた支出を周知徹底するとともに、今後このようなことのないよう、チェック体制の強化を図った。</p>

4 那賀振興局建設部

監査実施年月日 平成29年10月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 工事請負代金の前金払請求書の請求日が出納整理期間中であったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 道路維持補修資材置場に係る土地の賃貸借について、長期継続契約とせず20年の賃貸借契約を締結していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 市町村道路事業県費補助金の変更交付において、変更交付申請に申請額の根拠となる書類が添付されていないにもかかわらず、変更交付決定をしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たさないにもかかわらず、早朝出発を命令し旅費を支出していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 軽易な支出以外の支出事務を地域振興部で処理していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 工事請負契約の3割を超える増額変更において、契約保証金を増額していなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項</p> <p>平成28年度末で廃川敷地2件が未処理となっているので、適正な管理に努めるとともに処分を進められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 前金払については、3月末までに必ず請求書の提出を求め、早期の支払に努める。</p> <p>(2) 賃貸人の了解を得た上で、予算の減額又は削除があった場合は契約を解除することができる旨の定めのある長期継続契約となるよう、賃貸借契約の内容を見直し、適正に処理する。</p> <p>(3) 補助金の変更交付申請において、変更する部分だけでなく、補助対象の全体が把握できる資料を併せて提出させるよう、周知徹底した。</p> <p>(4) 旅行命令簿には、業務内容や業務時間等を正確に記載するよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(5) 地域振興部で処理していた軽易な支出以外の支出事務については、建設部で行うようにした。</p> <p>(6) 契約変更に当たっては、契約に係る取扱要領等の関係規程を十分確認した上で、保証額の変更が必要かどうかを精査した上で適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p> <p>検討事項</p> <p>2件の廃川敷地の処分については、今後も引き続き関係機関と協議を行うとともに適正な管理に努める。</p>

5 紀北県税事務所

監査実施年月日 平成29年10月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は97.2%と前年度末に比し0.3ポイント上昇しており、平成28年度末の収入未済額も約2億2,931万円と、約1,816万円減少している。</p> <p>しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の85%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。</p> <p>また、延滞金の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。</p> <p>(2) 未収金の債権管理において、適切な時効中断措置が行われていない事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 県税の収入未済額の縮減については、合同滞納整理強化月間の設定や共同催告の実施など市町との連携強化に努めるとともに、市町が自ら継続して徴収対策に取り組むことができるよう、引き続き、職員の併任派遣や地方税法第48条の規定に基づく直接徴収を実施するなど市町の徴収課題に応じた支援を重点的に行う。</p> <p>また、延滞金の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努めていく。</p> <p>(2) 未収金の債権管理において、適切な時効中断措置を行うなど、債権管理を徹底する。</p>

6 和歌山県立仙溪学園

監査実施年月日 平成29年10月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 旅費計算書において、計算誤りにより旅費額が不足していた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 男子寮及び女子寮の火災通報装置について、不具</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 速やかに不足金額を支出した。</p> <p>(2) 今後、不具合確認後は、緊急性を考慮の上、必要</p>

合確認後直ちに改修されていなかったもので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

なものは直ちに改修を実施していく。

7 和歌山県立高等看護学院

監査実施年月日 平成29年10月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 単価契約に係る決裁が、出納機関に合議されていなかったもので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 単価契約を行う際には、「単価契約の事前合議について」(平成7年財第3号、出第7号)に基づき適正に処理するよう、職員に対し周知徹底をした。</p>

8 和歌山県立貴志川高等学校

監査実施年月日 平成29年10月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 使用料に係る契約において、契約内容が確認できない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 今後このようなことのないよう、関係資料のチェックを徹底し、契約書類の確認を更に慎重に行い、適正な契約事務を行っていく。</p>

和歌山県監査公表第9号

平成29年11月27日付け監査報告第14号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年4月3日

和歌山県監査委員 河野 ゆう  
和歌山県監査委員 尾崎 要二  
和歌山県監査委員 岩田 弘彦

1 伊都振興局地域振興部

監査実施年月日 平成29年10月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 証紙売りさばき代金(現金)の取扱いについて、現金払込書の払込者名が払込日当日不在の者となっている事例があったので、適切に処理されたい。 (2) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 現金収納者が銀行への払込日の当日に払込書を作成し、銀行への払込みを行うよう、周知徹底した。 (2) 平成28年度中に物品管理簿記載の備品と現物との整理を行い、現在、物品管理簿の現在高と現物とは一致している。 今後このようなことのないよう、廃棄時等の物品管理簿への登録及び定期的な物品管理簿と現物との照合の実施を周知徹底した。</p>

2 伊都振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成29年10月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 生活保護費返還金未収金については、平成28年度末で約60万円となっており、前年度末に比し約1万円減少している。</p>	<p>注意事項 (1) 生活保護費返還金未収金については、返還決定時から早期の償還指導を強化しており、新規の未収金発生防止に努めている。</p>

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成28年度末で約723万円となっており、前年度末に比し約146万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者及び連帯保証人等の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

- (3) 出納員又は収納員でない職員が、歳入金を収納していた事例があったので、適正に処理されたい。
- (4) 鳥獣保護員の報酬について、翌月中に支払われていなかったので、適正に処理されたい。
- (5) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。
- (6) 旅行命令簿において、移動方法の記載を誤り、旅費を過渡ししていた事例があったので、適正に処理されたい。
- (7) エレベーター修繕業務において、業務完了後10日以内に検査をしていなかったため、適正に処理されたい。
- (8) 切手購入に係る通信運搬費の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤っていたので、適正に処理されたい。
- (9) 物品調達台帳において、決裁の事務手続がなされていなかったため、適正に処理されたい。
- (10) 成分の分析検査のため資金前渡により購入した健康食品の精算において、納品検査をしていなかったため、適正に処理されたい。
- (11) 講習会講師に係る特別旅費の支出において、次の不適正な事例があったので、適正に処理されたい。  
 ア 委任状なしに代理人に対し支出していた。  
 イ 自家用車の使用を承認していた。

また、過年度分の未収金については、債務者の死亡、自己破産等により回収が困難となっているものもあるが、回収が可能な債権については債務者本人及びその相続人の戸籍調査、住民票調査等を行い、文書又は口頭による償還指導を行うなどして債権管理に努めている。

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、新規未償還金の発生を防止するために、借主、連帯借主、連帯保証人及び市町担当者の同席面接を実施し、連帯債務の内容の周知等、貸付申請時の審査を徹底し、無理のない貸付金額の指導を実施するとともに、償還開始時期の到来した借主には、文書又は電話により指導を行っている。

滞納があった場合は、直ちに借主、連帯保証人等に対し電話又は文書での督促を行うほか、償還計画の見直しの要否等について、借主等との面談を行っている。

また、部内での対策会議や償還強化月間を設け、訪問による償還指導に取り組んでいる。

- (3) 歳入金の収納については、収納員が収納するよう、周知徹底し、現在は適正に処理している。
- (4) 鳥獣保護員の報酬については、翌月中に支払うよう、周知徹底し、現在は改善済みである。
- (5) 旅行命令と外出承認との区分について職員に周知徹底し、再発防止に努めている。
- (6) 過渡しとなった旅費の返納の処理を行うとともに、職員に対し記載誤りのないよう、周知徹底した。
- (7) 業務完了後10日以内に検査を行うよう、周知徹底し、現在は適正に処理している。
- (8) 適正な時期に支出負担行為を行うよう、周知徹底し、現在は適正に処理している。
- (9) 今後このようなことのないよう、職員に周知徹底した。
- (10) 今後、資金前渡により物品を購入した際には、適正な会計処理を行うため、必ず納品検査を実施するよう、職員に周知徹底した。
- (11) 特別旅費の支出に当たっては、代理人に支出する場合は、必ず委任状の提出を求め、旅行依頼に際しては、公共交通機関の使用の有無を必ず確認する等、適正な事務処理について、職員に周知徹底し、事務の改善を図った。

3 伊都振興局農林水産振興部

監査実施年月日 平成29年10月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項                      平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理された。</p>	<p>注意事項                      平成28年度中に物品管理簿記載の備品と現物との整理を行い、現在、物品管理簿の現在高と現物は一致している。                      今後、このようなことのないよう、廃棄時等の物品管理簿への登録及び定期的な物品管理簿と現物との照合の実施を周知徹底した。</p>

4 伊都振興局建設部

監査実施年月日 平成29年10月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 工事請負契約不履行に伴う違約金については、平成28年度末で約59万円が収入未済となっており、前年度末と同額である。 今後も、未納者の現状を把握しながら適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 手数料に係る資金前渡の支出負担行為の決裁において、出納機関の合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 工事請負契約不履行に伴う未収金については、定期的に電話による催告や訪問を行い、平成29年1月18日付けで債務確認書を徴し、未納者から債務の存在及び経済状況が好転すれば支払いたい旨の意思を確認した。 今後も、分納の誓約書の提出を促す等、早期の未収金の回収に向けて交渉を続けていく。</p> <p>(2) 支出負担行為の起票時には、必ず、支出科目及び支出区分を確認し、出納機関への合議を要するものは適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p>

## 5 和歌山県立紀北農芸高等学校

監査実施年月日 平成29年10月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>消防用設備の点検で不良箇所が発見されたにもかかわらず、改善されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>消防用設備の点検に係る指摘については、設備の調査後、速やかに修繕の事務処理を行っていきこととし、今後、このようなことのないよう、適正な設備管理について、職員に周知徹底した。</p>

## 6 和歌山県立伊都中央高等学校

監査実施年月日 平成29年10月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>職員の旅費が支給されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>職員の旅費の不支給分については、直ちに支給した。 今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、職員に周知徹底した。</p>

## 7 和歌山県立きのかわ支援学校

監査実施年月日 平成29年10月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>消防用設備の点検で不良箇所が発見されたにもかかわらず、改善されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>消防用設備の不良箇所については、全て修繕を完了した。 今後このようなことのないよう、職員に周知徹底した。</p>

## 8 和歌山県橋本警察署

監査実施年月日 平成29年10月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>行政財産貸地料において、誤った収入調定により収納していた事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>行政財産使用許可事務については、関係法令等を確認し、使用料の算出誤り等がないよう、適正な会計処理について、職員に周知徹底した。</p>

## 9 有田振興局地域振興部

監査実施年月日 平成29年11月1日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 旅費の支出において、宿泊料の調整を誤り、過渡しが生じていた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) エアコンフィルター取替作業委託契約において、2者以上から見積書を徴していなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 証紙売りさばき代金（現金）の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。  ア 現金出納簿が、現金を収受した収納員ごとに作成されていなかった。  イ 収納員から別の収納員に歳入金を引き継がれていた。</p> <p>(4) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 過渡しとなった旅費200円については、平成29年11月1日に返納済みである。  今後このようなことのないよう、事務処理に当たっては、確認作業を徹底している。</p> <p>(2) 空調設備保守点検業務委託契約書の約定の解釈誤りによるものであり、事務処理に当たっては、十分注意するよう、担当職員に指導するとともに、今後このようなことのないよう、契約内容等の確認を徹底している。</p> <p>(3) 現金の取扱いについては、収受した収納員ごとに現金出納簿を作成するとともに、歳入金の引継ぎについても、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）にのっとり、適正に処理するよう、取扱いを改めている。</p> <p>(4) 指摘の件については、平成28年度において備品182件の不用及び処分決定を行い、物品管理簿を修正した。  今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、関係職員に指導している。</p>

## 10 有田振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成29年11月1日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成28年度末で約1,479万円となっており、前年度末に比し約104万円増加している。  今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成28年度末で約111万円となっており、前年度末に比し約27万円減少している。  今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者及び連帯保証人等の現</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定によるものは比較的順調に返還されるが、同法第78条の規定による返還は相手の資力に関わりなく、不正受給の額を決定するため、その金額も多額となり未収金増加の要因となっている。  そのため、被保護者には返還金が生じないよう、保護開始時はもとより訪問の際にも申告義務の周知を行い、不正受給を防止するため、随時収入申告書及び給与明細書等の挙証資料の提出を求めるとともに、年2回の収入申告書の一斉徴収で収入を把握している。  さらに、その内容確認のため、関係機関に協力を求め、課税調査等を実施し点検を行っている。  また、返還金が生じた場合には、債権額の全額を速やかに一括調定するのが基本であるが、生活状況を把握する中で、明らかに全額を一括返還できない場合は、履行延期の特約を行い、分割調定により対応指導している。  それでも納付がない場合は、電話連絡や自宅訪問により回収に努めているところである。  過年度未収金については、平成28年度には過年度分の債務者4名が完納となったところであり、今後も未納者の状況を的確に把握しながら、引き続き償還指導を行っていく。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、滞納者の生活状況を把握するためにも電話や自宅訪問等を行い、日々償還指導に取り組んでいる。  滞納については、早期の対応が重要であるため、督促状を発送してもなお未納の場合は、納期限後3か</p>

<p>状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成28年度末で約77万円となっており、前年度末に比し約1万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(4) 平成28年度被爆者健康診断（一般検査）業務委託の履行確認について、検査した職員が支出票等へ検査年月日、職名及び氏名を記載せず、かつ、押印していなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>月連続して滞納すれば借主及び連帯保証人に対して文書通知し、双方に来所してもらおう等の方法により償還を促している。</p> <p>また、新たな滞納ケースの発生を防止するため、貸付けに際しては和歌山県の貸付基準に沿って厳正な審査を実施し、借主及び連帯保証人に対して面接を行い、貸付の趣旨、連帯債務、償還の詳細及び滞納時の違約金についても確認を行っており、償還開始の時期が到来した借主に対しては、償還意識を強く持たせるよう、文書や電話で再度指導しているところである。</p> <p>(3) 特別障害者手当等返還金の未収金については、現在対象者が2名おり、返済計画に基づいて返済を行っている。 返済が滞る際には、自宅訪問、電話連絡及び文書通知により本人に対し返済を促している。 今後とも、未収金の発生の未然防止のため、支給月の前月に町役場へ文書により、受給者の異動状況を照会・確認するとともに、年1回の定時所得状況届提出時には、受給者に対し調査表の提出を求めることにより、未然防止に努めていく。</p> <p>(4) 被爆者健康診断業務委託の履行確認については、支出票等関係書類に検査を行った職員の職氏名及び検査年月日を記入し、かつ、押印するよう、職員に対し、適正な事務処理について、周知徹底した。</p>
--	--

11 有田振興局農林水産振興部

監査実施年月日 平成29年11月1日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 安全運転についての職場研修を実施し、再発防止に努めるとともに、雪などの悪天候の際には特に緊急を要する場合のほか、極力、公用車の使用を伴う出張を控えることとした。</p>

12 有田振興局建設部

監査実施年月日 平成29年11月1日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 旅行命令簿の作成を誤り、旅費の支給不足が生じた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 行政代執行により撤去された放置船舶の処分費用に係る収入未済額は、平成28年度末で約51万円となっている。 今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 旅行命令簿を2件に分けて作成すべきところ、誤って1件にまとめて作成したことにより、旅費の支給不足が発生したものであり、不足分については追加支給済みである。 また、旅行命令簿の作成誤りがないよう、所属職員に周知し、決裁権限者によるチェックを徹底している。</p> <p>(2) 行政代執行の処分費用に係る収入未済額については、今後も引き続き債務者の生活状況を定期的に把握し、適切な債権管理に努める。</p> <p>(3) 物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との相違については、平成28年度末の現在高を精査した結果、両者に9件分の相違が判明したため、物品管理簿の現在高の数量を現物の正しい数量に修正した。</p>

(4) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていない事例があったので、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。

また、受払ごとの担当者の検印が押印されていない事例があったので、併せて適正に処理されたい。

(5) 納期限までに納入されなかった土地水面使用料について、督促状を発していない事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(4) 郵便切手類使用簿について、第3四半期及び第4四半期の受払についての記載は、行っていたものの担当者の検印が押印漏れとなっており、また、複数人による現物確認を怠っていたものである。

現物確認を行った結果、郵便切手類使用簿と現物の数量に相違はなかったが、今後このようなことのないよう和歌山県物品管理等事務規程に基づき、検印及び四半期ごとの複数人による確認を徹底している。

(5) 本件は、調定及び納付通知書の期限確認を十分行わず、送付時期を誤って送付したことによるものであり、今後このようなことのないよう、職員に適正な事務処理を周知徹底し、再発防止に努めていく。

13 紀中県税事務所

監査実施年月日 平成29年11月1日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は98.1%と前年度末に比し0.4ポイント増加し、平成28年度末の収入未済額も約1億272万円と、約1,521万円減少している。</p> <p>しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約92%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。</p> <p>また、延滞金の収入未済についても、適切な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。</p> <p>(2) 証紙売りさばき代金（現金）の取扱いにおいて、収納員から別の収納員に歳入金を引き継がれていたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 個人県民税については、管内市町と意見交換を行い状況把握に努めた上で、県職員の併任派遣（3市町）等を通じての助言や地方税法第48条に基づく県の直接徴収（10市町、487万円余）の実施などにより、収入未済額の縮減に努めるとともに、市町とともに管内事業所を訪問し、個人県（市町）民税の普通徴収から特別徴収への徴収方法の切替えについて広報啓発する等の取組を推進し、滞納の未然防止に努めている。</p> <p>なお、当事務所が直接徴収する自動車税、個人事業税、不動産取得税等については、滞納者に対する督促、催告、財産調査、差押え等を計画的かつ効率的に実施することにより収入未済額の縮減に努めている。</p> <p>また、延滞金の収入未済額についても、本税の滞納と同様に財産調査、差押え等による滞納整理を進め、適切に債権管理を行うことにより、その縮減に努めている。</p> <p>(2) 証紙売りさばき代金（現金）については、収納員がその日収納した歳入金及び当該歳入金に係る現金受入票を一括して出納員に引き継ぎ、出納員が現金払込書を作成した上で、当該歳入金を金融機関に払い込むこととし、事務の適正化を図った。</p>

14 和歌山県立箕島高等学校

監査実施年月日 平成29年11月1日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>小規模修繕において、契約の相手方決定の決裁がなされていないため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>契約の締結に当たっては、関係規定に基づき、適正に契約の相手方を決定し、事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

15 和歌山県立たちばな支援学校

監査実施年月日 平成29年11月1日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

施設入場料に係る資金前渡について、出納機関に合議されていなかったため、適切に処理されたい。

注意事項

施設入場料に係る資金前渡については、事前に出納機関に合議を行うよう、職員に周知徹底した。

和歌山県監査公表第10号

平成29年12月22日付け監査報告第16号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年4月3日

和歌山県監査委員 河野 ゆう

和歌山県監査委員 尾崎 要二

和歌山県監査委員 岩田 弘彦

1 日高振興局地域振興部

監査実施年月日 平成29年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 電話交換業務の契約において、契約保証金受入前に契約を締結していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 蜂の巣駆除に係る委託料について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 戻入票において、返納通知書の発送年月日が記載されていない事例があったため、適正に処理されたい。</p> <p>(4) ETCカード使用承認・使用管理簿において、管理者確認印の押印漏れがあったため、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 支出票の出納機関欄で、出納員の決裁がなされていないものがあったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 契約保証金の免除要件の誤認が原因であったことから、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）にのっとり適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p> <p>(2) 今後このようなことのないよう、担当者が支出負担行為を行う際には支出負担行為等決裁・合議表等を必ず確認し、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p> <p>(3) 返納通知書を発送する際、発送年月日の記載が漏れていたものであり、今後このようなことのないよう、発送時の内容確認等、適正な事務処理について、職員に周知徹底した。</p> <p>(4) 今後このようなことのないよう、ETCカード使用承認・使用管理簿の点検確認等、適正な事務管理について、職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p> <p>(5) 今後このようなことのないよう、出納員はもとより支出担当者も事後確認を行うこととし、関係職員に周知徹底した。</p>

2 日高振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成29年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成28年度末で約873万円となっており、前年度末に比し約47万円増加している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成28年度末の未納案件33件のうち10件が現在も保護受給中であり、納入指導を行っているものの未収金の縮減には至っていない。</p> <p>既に保護廃止になっている23件については文書又は訪問による納入指導を行っているが、いずれも資力のない世帯であり全額徴収には至っていない。</p> <p>今後とも、面談や文書による督促、催告など法に基づき適切な返還指導を行っていく。</p> <p>なお、未収金については平成29年12月末までに約28万4千円の返還があった。</p> <p>併せて、生活保護の不正受給防止については、被保護者から年1回以上の収入申告書を徴取するとともに、毎年実施している所得調査、年金調査等により</p>

<p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成28年度末で約205万円となっており、前年度末に比し約25万円増加している。          今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 証紙売りさばき代金及び保健所使用料の取扱いにおいて、現金払込書の払込者名が払込日当日に不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>所得の把握に努めている。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、滞納者の現状把握を行い、訪問、電話、手紙等により、償還指導に取り組んでいる。          この結果、平成29年12月末までに約22万6千円が償還されている。          平成28年度末時点の滞納者は12名で、滞納理由は病気や経済的理由によるものであるが、電話、訪問等の償還指導により、少額ながらも納入されている。          なお、新規貸付けについては、本貸付金の目的や償還について、申請人、連帯借主及び連帯保証人に十分説明し認識を高めることにより、未償還金の発生の防止に努めるとともに、滞納者に対しては引き続き指導強化を図っていく。</p> <p>(3) 今後このようなことのないよう、現金の払込みの際には、和歌山県財務規則にのっとり、適正な収入事務を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>
---	--

3 日高振興局建設部

監査実施年月日 平成29年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p><b>注意事項</b></p> <p>(1) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成28年度末で約338万円となっており、前年度末に比し約14万円減少している。          今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 港湾・海岸占用料について、平成28年度に約32万円の収入未済額が発生している。          今後も、未納者の現状を把握し適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 業務完了検査の結果通知が大幅に遅延している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 工事請負契約の3割を超える増額変更において、契約保証金を増額していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p><b>検討事項</b></p> <p>廃川敷地の処理について、平成28年度末現在で未処理となっているものが32箇所（筆）あるが、適正な管理に努めるとともに売却や一定の条件を付けて貸し付けるなどの方策を検討されたい。</p>	<p><b>注意事項</b></p> <p>(1) 委託管理員との連携を密にし、未納者の納付状況を把握するとともに、未納者への電話による指導により未納金の納付を働きかけるなど、適切な債権管理に努めている。          また、滞納者に対しては、面談や文書により督促を行うなど、生活状況を勘案しながら未納金の円滑な納付に向けて取組を進めている。</p> <p>(2) 港湾・海岸占用料の収入未済額については、会社の経営状況の悪化等により分納を承認し、納入指導を行っていた者が、分納を履行しなくなったことにより発生したものである。          今後とも、当該未納者の財産調査を継続して実施し、現状を把握する等、適切な債権管理に努めていく。</p> <p>(3) 今後このようなことのないよう、適正な事務処理について職員に周知徹底した。</p> <p>(4) 今後このようなことのないよう、適正な事務処理について職員に周知徹底した。</p> <p><b>検討事項</b></p> <p>32箇所（筆）のうち印南川の3箇所（筆）については、売却処理を完了した。          その他の箇所については、価格面で折り合わないことから売却には至っていない。          今後は、条件等の検討を更に進め、処理が完了するまで適正な管理に努める。</p>

4 西牟婁振興局地域振興部

監査実施年月日 平成29年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

- (1) 旅費計算書において、計算誤りにより旅費額の不足及び過渡しが生じている事例があったので、適正に処理されたい。
- (2) 負担金及び火災保険料において、請求書なしに支出されている事例があったので、適正な審査を行われたい。

注意事項

- (1) 旅費額の不足については県外出張の際の車賃の算定漏れによるものであり、過渡しについては公用車による大阪出張時の日当を半日当とすべきところ1日当として支出したことによるものである。  
これらの旅費額の不足分の追給及び過渡し分の戻入については、処理を完了し、是正済みである。  
再発防止のため、旅費計算書の作成時には旅行命令簿を十分確認し、支給額に過不足が生じることのないよう、関係職員に周知徹底した。
- (2) 負担金については、請求書の添付を要しない資金前渡による場合と誤認したことによるものであり、今後このようなことのないよう、審査の際の確認を更に徹底していく。  
火災保険料については、申込用紙に印刷されていた請求書が正式なものでなかったことによるものであり、今年度は、正式な請求書を添付し、適正に事務処理を行った。  
今後はこのようなことのないよう、審査の際の確認を更に徹底していく。

5 西牟婁振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成29年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成28年度末で約662万円となっており、前年度末に比し約75万円増加している。 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</li> <li>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成28年度末で約412万円となっており、前年度末に比し約9万円減少している。 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</li> </ul>	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活保護費返還金の滞納者のうち、保護費受給中の者については、管内、管外を問わず市町村とできる限り連携し、分割納付等により継続して徴収する体制を取っている。 既に生活保護を廃止されている者については、文書通知、電話連絡等により納付指導を行うとともに、戸別訪問を実施し、現金納付による徴収に努めている。 また、不正受給防止対策として、関係市町村税務当局に対し、課税状況の調査を実施し、点検を行っている。 特に、就労している被保護者については、毎月、収入申告書及び給与明細書等の挙証資料の提出を求めており、また、年金受給者については、全員の年金の改定通知書を確認し、収入金額の把握を行っているところである。 なお、高額な返還金が生じた際には、返還義務者の生活状況を把握する中で明らかに一括返済が困難と認められる場合には、履行延期の特約を行い、分割調定による納付を指導している。</li> <li>(2) 母子父子寡婦福祉資金の新たな貸付けに際しては、償還計画等を厳正に審査するとともに、借主、連帯借主、連帯保証人及び市町の担当者が同席した上で面接を行い、制度の趣旨や連帯責任について十分説明し、償還責任に係る意識付けの徹底を図り、新たな滞納の発生防止に努めている。 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、新たな未収金の発生防止のため、督促後も納入がない場合は、文書、電話、訪問等により事情聴取や償還計画等について個別相談を行った上で定期的な償還を促している。 また、過年度からの未収金についても、電話や訪問により生活状況や就業状況の把握に努め、毎月の</li> </ul>

<p>(3) 納期限までに納入されなかった簡易専用水道定期検査の手数料について、督促状を発していない事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 負担金及び火災保険料において、請求書なしに支出されている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 物品調達台帳において、決裁手続がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>分納償還を指導している。</p> <p>借主からの償還が困難な場合は、連帯借主や連帯保証人に連絡をとり、償還について協議を行うなど債権管理に努めている。</p> <p>(3) 納期限までに納入されなかった簡易専用水道定期検査の手数料について、督促状を発していなかった事例については、手数料の納入状況を適切に確認するとともに、納期限までに納入されない場合には督促状を発するよう、周知徹底した。</p> <p>(4) 資金前渡により当日負担金を支払う場合以外は、基本的に支出は請求書に基づき行われるが、今回は、資金前渡による場合と誤認して、請求書を添付せずに負担金を支出してしまったものである。</p> <p>今後はこのようなことのないよう周知徹底し、適正な事務処理に努める。</p> <p>火災保険料については、スポーツ安全保険の申込用紙の振込欄に振替払込請求書兼受領証貼付欄との表記があったため、これを請求書と誤認して支出しようとしたが、法人代表者の印影がなく、正式な請求書ではない旨の指摘を受けたものである。今年度も同様の事案があったが、申込書とは別に正式な請求書を添付し、適正に支出処理を行った。</p> <p>(5) 物品調達台帳の決裁手続の必要性に対する認識不足によるものであり、今回の指摘を受けて職員に周知徹底し、現在は、適正に決裁手続の処理を行っている。</p>
---	--

6 西牟婁振興局建設部

監査実施年月日 平成29年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 公用車による交通事故が発生し、買換基準に達する前に廃車に至る事例があったので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p> <p>(2) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成28年度末で約885万円となっており、前年度末に比し約541万円減少している。</p> <p>今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 農林水産業使用料（漁港）の収入未済額は、平成28年度末で約12万円となっており、前年度末に比し約5万円増加している。</p> <p>今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(4) 土木使用料（道路）において、延滞金を徴収していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 公営住宅使用料において、納入通知書を発した後に調定を行っている事例があったので、適正に処理</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 公用車の運転については、交通法規を遵守し安全運転に努めるよう、日頃から研修を行ってきたところであるが、これに加えて部内全課が毎朝礼時に安全運転7則を確認することとした。</p> <p>また、平成28、29年度には振興局全職員を対象とした交通安全講習会を主催したところであり、今後も県職員として自覚を持ち、模範的な安全運転を実践するとともに、交通事故の防止に取り組んでいく。</p> <p>(2) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額については、電話、文書及び訪問により、削減に取り組んでいる。</p> <p>督促によっても改善が認められない長期滞納者については、訴訟等の法的措置を講じるなど適切な債権管理を行っている。</p> <p>(3) 農林水産業使用料（漁港）の収入未済額については、電話及び文書による定期的な督促、滞納者の呼出し及び滞納者宅の訪問により償還指導を実施する等の取組を進めることにより、未収入金の削減に取り組んでいる。</p> <p>(4) 土木使用料（道路）のデータを誤入力し、延滞金が算定されなかったことによるものであり、土木使用料の担当者及び関係職員による確認を行うことで、再発防止に努めている。</p> <p>(5) 平成29年11月以降は取扱いを改め、調定後に納入通知書を発し、適正に処理している。</p>

されたい。

## 7 紀南県税事務所

監査実施年月日 平成29年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>県税の未収金については、滞納整理に尽力されているところであり、収入率は95.8%と前年度末に比し0.9ポイント増加しており、平成28年度末の収入未済額も約2億8,156万円と、約4,595万円減少している。</p> <p>しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の約85%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。</p> <p>また、延滞金についても、適切な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>県税の未収金については、平成29年度においても県税事務所長を地域本部長とする紀南地域県税収入確保対策本部を設置し、その中で策定した徴収対策に基づき具体的な徴収目標や行動目標を示し徴収確保、滞納額の縮減に取り組んでいる。</p> <p>個人県民税徴収対策については、関係市町との共同催告に加えて、6市町村において地方税法第48条の規定に基づく直接徴収に取り組むとともに、ブロック会議を開催する等関係市町村とより一層の協力体制の強化を図り、関係市町村の実情に合致した徴収対策の実施に努めている。</p> <p>また、田辺市、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町及び串本町に職員を派遣し、市町税務職員の滞納整理の技術の向上を支援し、もって個人県民税の徴収強化を図り、県税収入の確保に努めている。</p> <p>延滞金の収入未済についても、本税と同様に適正な債権管理により、滞納処分等を行い、収入未済額の縮減に努めている。</p>

## 8 紀南児童相談所

監査実施年月日 平成29年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成28年度末で約215万円であり、前年度末に比し約5万円減少している。</p> <p>今後も、子ども未来課等と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、督促や戸別訪問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>児童福祉施設入所負担金の未収金の縮減については、戸別の家庭訪問や電話による納入督促を行い、滞納整理を進めている。</p> <p>近年の雇用不安定により、納入義務者が経済的に困窮している場合が多く、徴収の推進は困難な状況であるが、子ども未来課と協議しながら、滞納整理を進めている。</p>

## 9 南紀白浜空港管理事務所

監査実施年月日 平成29年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>着陸料及び停留料(現金)の取扱いにおいて、現金払込書の払込者名が払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>歳入金の取扱いに関し、現金引継ぎの必要性が生じた場合には、施錠のできる金庫により現金を厳重に保管するとともに、適切に出納員に引継ぎを行うなど、和歌山県財務規則にのっとり適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

## 10 和歌山県立熊野高等学校

監査実施年月日 平成29年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

<p>注意事項 郵便切手類使用簿において、四半期ごとの現物確認がなされていない事例があったので、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。 また、受払毎の担当者の検印が押印されていない事例があったので、併せて適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 受払時の検印の押印と、四半期ごとの現物確認時の押印を周知徹底し、適正な処理に努めている。</p>
--	--

11 和歌山県立はまゆう支援学校

監査実施年月日 平成29年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 自家用電気工作物の点検で、不適合箇所があるにもかかわらず改善されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 不適合箇所については1か所を除き、既に修繕を完了した。 残りの1か所については、今年度中に修繕を行う予定である。</p>